

介護保険法第 117 条に基づく介護保険事業計画の事業評価及び公表について（法定報告）

平成 29 年介護保険法改正により、市町村介護保険事業計画における①高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止、②介護給付適正化に関し、目標の達成状況に関する分析・評価を行い、評価結果を公表するよう努め、これを都道府県知事に報告するものと規定された。

大田区では、「おおた高齢者施策推進プラン」に掲げる事業において、①と②に対する事項に関し、次の事業を「法定報告」として報告し、大田区ホームページにて公表する。

① 自立支援・介護予防・重度化防止

フレイル予防に向けた取組		
計画の内容	現状と課題	男性のフレイル該当率が顕著に高く、男性へのフレイル予防の重要性が明らかとなった。また区西側の地区よりも東側の地区においてフレイル該当率が高い結果となった。
	取組	要支援認定や基本チェックリストに該当しない元気な高齢者に対して、フレイル予防のために必要な要素である「運動・栄養・社会参加」への働きかけを地域ぐるみで普及・啓発していく「元気シニア・プロジェクト（平成 31 年度・令和元年度より「おおたフレイル予防事業」）」を推進していく。
	目標	高齢者のフレイルを予防し、健康寿命を延伸するため、3本の柱としての「運動・栄養・社会参加」に地域で取り組み、元気な高齢者を増やすことをめざす。
令和 2 年度実績	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「通信型フレイル予防実践講座」を 2 回実施。 第 1 回 13 グループ 172 人参加 第 2 回 13 グループ 127 人参加 ○2月6日、7日にグランデュオ蒲田で「ひと・まち・むすび」展示を実施し、新しい日常での、人と人、地域と人とのつながりを持つ活動事例の紹介やフレイル予防のチラシ、リーフレット等の配布などを行った。 ○3月13日におおた区報「高齢者支援特集号」を発行し、各種介護予防事業やフレイル予防の取り組み案内、高齢者の社会参加の紹介などについて広く周知した。
	評価結果	<p>自己評価結果【○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「元気シニア・プロジェクト」の後継事業である「おおたフレイル予防事業」の全区展開により、フレイル予防理論の普及啓発を実施。 ○新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため参集型の講座等は実施せず、区報やホームページ、区設掲示板等を使い、自宅で出来るフレイル予防の取り組みなど、高齢者の心身の健康維持のための情報発信を実施。
	課題解決に向けた評価	<p>《課題の解決に近づいているか》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症のため年度当初は、参集型の講座等は中止や延期を余儀なくされた。一方で、外出を控える高齢者が多くなり、心身機能の低下が懸念されたため、自宅で出来るフレイル予防の取組や区報特別号の発行など情報発信を中心に実施することを通じ、個々人へのアプローチを強化した。
	課題と対応策	<p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各地区の自主グループ等の活動に、フレイル予防の取組みを効果的に結びつけていく必要がある <p>《対応策》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター、東京都健康長寿医療センター、東京都理学療法士協会などと連携し、各地区の地域ケア会議などを活用して、地域ぐるみのフレイル予防の取組みを推進する ○地域にフレイル予防の三要素「運動・栄養・社会参加」が充足される活動が広がるよう、情報発信を継続して行っていく ○フレイル予防リーダー養成講座、実践講座を実施する

介護予防の普及啓発と地域の担い手・通いの場の確保

計 画 の 内 容	現状と課題	令和元年度の「高齢者等実態調査」においては、グループや地域活動への参加意向は約5割と高いものの、一方で「参加したくない」も約4割いる。 興味のある介護予防の取り組みとしては、「体操や運動に関すること」が45%と最も高く、これらの人々を受け入れる体制づくりが必要。
	取組	地域の方が担い手の中心となる通いの場を確保し、介護予防を通じた利用者間の交流を促進し、新たな地域づくりへ発展することをめざす。 また、地域の方が主体となる介護予防の通いの場を拡充していくことは、筋力の維持・向上にとどまらず、地域とのつながりを深め、お互いに支え合う関係づくりにも発展していくことにもつながるため、通いの場の拡充に対するサポートを、引き続き推進する。
	目標	高齢者が介護予防に取り組むきっかけとなるとともに、活動の継続を促進するため、体操教室等の介護予防講座を実施する。 介護予防事業の担い手となる介護予防ボランティアを養成するとともに、養成後のフォローアップも合わせて実施する。
令 和 2 年 度 実 績	実施内容	○介護予防普及事業 実績 延 39,609 人 ※令和元年度実績 延 79,802 人 ○地域介護予防活動支援事業（ボランティアポイント制度事業等） 実績 延 1,148 人 ※令和元年度実績 延 5,320 人
	評価結果	自己評価結果【○】 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、年度当初は事業を中止したが、6月以降、感染症対策を十分に講じ、少人数に分けて交代制で行うなどの工夫をしたうえで、事業を再開した ○特養大田翔裕園、特養蒲田、上池台高齢者在宅サービスセンターでボランティアを活用 ○一般介護予防事業（公園体操、いきいきシニア体操、音楽にのせてフィットネス、膝痛・腰痛ストップ体操等）でボランティアを活用
	課題解決に向けた評価	《課題の解決に近づいているか》 ○1回で実施する人数を減らすも、時間を分けて複数回実施するなどして、なるべく総参加人数を減らさない工夫を行った
	課題と対応策	《課題》 ○高齢者の外出自粛や各種の活動中止の長期化における事業のあり方を考えながら、取り組む必要がある 《対応策》 ○オンライン環境を活用した交流促進事業、スマートフォン教室を実施し、ICT機器を活用する環境を整える ○ボランティア希望者のニーズと、受け入れ施設とのマッチングを通じて、地域の高齢者のボランティアへの意欲を支えていく ○通いの場の介護予防事業にボランティアを活用して、高齢者が役割を持って活躍出来る環境づくりを促進していく

介護予防ケアマネジメント

計 画 の 内 容	現状と課題	予防プランにおいては、区は再委託の件数が多い実態があるが、プランに策定にあたり、利用者の「目標とする生活」に近づけるような明確かつ達成可能な目標が、本人の状況や生活目標等十分なコミュニケーションをとったうえで作成し、責任をもって確認しているかその過程を検証する必要がある
	取組	自立に資する介護予防ケアマネジメントを進めるため、居宅介護支援事業所向け研修等を通じた、地域包括ケアシステム及び自立支援の考え方の周知をはかる。 並行して、自立支援計画を検討する、地域ケア会議個別レベル会議を随時開催する。

	目標	地域包括支援センターを中心に自立に向けた目標設定、アプローチを可能にするために、利用者へのケアマネジメント力の強化を図り、自立支援を推し進める。
令和2年度実績	実施内容	○総合事業ケアマネジメントマニュアルを更新（5月） ○居宅介護支援事業所向けの研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大により中止した。 ○自立支援計画を検討する会議（地域ケア会議個別レベル会議）を開催（28回・37件）
	評価結果	自己評価結果【△】 ○中止した研修会の代わりとして、総合事業ガイドブックの作成に取り組む。作成にあたっては、地域包括支援センター職員の意見を取り入れながら作業を行っている
	課題解決に向けた評価	《課題の解決に近づいているか》 ○新型コロナウイルス感染症の影響により研修等は開催できなかったが、ガイドブックの作成などにおいて包括の職員に意見を聞くなど、間接的ではあるが支援を実施できた。
	課題と対応策	《課題》 ○新型コロナウイルス感染症対策を講じた研修等のあり方 《対応策》 ○地域包括支援センター職員に引き続き協力を得ながら、「総合事業ガイドブック」の完成をめざす ○オンラインを取り入れた研修会の実施について検討する

介護予防応援評価事業（おおた介護予防応援事業）

計画の内容	現状と課題	利用者本人とサービス提供事業者とが一体となる行、利用者自らが日常生活でより「できる」ことを増やしていくための取組を評価することで、事業者の取組意欲の向上とより質の高いケアの提供を促し、区の介護予防の一層の推進を図る必要がある
	取組	「おおた介護予防応援事業」の実施にむけ、検討委員会を立ち上げ、評価事業に係る評価指標、運営方法、インセンティブの内容等の検討を行う。 検討結果に基づき、プレ実施を行い、評価指標の検証を行い、本実施につなげる。
	目標	公的な介護予防サービスを利用して、自立・改善の効果を区内に普及させ、介護サービス事業者の質の高いケアの向上、利用者の取組意欲の向上をめざす。
令和2年度実績	実施内容	○第1期事業の参加・不参加事業所に対するアンケート調査（対象：210事業所。回答内訳：参加事業所のうち37事業所、参加しなかった事業所のうち85事業所） ○第2期事業に向けて事業検討会を実施 ○新型コロナウイルス感染症対策として、中止になった第1期事業の優秀事例発表会に変えて、優秀チーム事例広報動画（DVD）を作成
	評価結果	自己評価結果【○】 ○当初は、優秀事例発表会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止となった ○代替措置として、優秀チームの事例広報動画（DVD）を作成したことで、広く周知につなげられる可能性があると考えられる
	課題解決に向けた評価	《課題の解決に近づいているか》 ○第1期の開催により、様々な課題等浮かび上がった。現在は、第2期の開催にむけ検討会を立ち上げ、事業のさらなる質の向上にむけ取り組んでいる
	課題と対応策	《課題》 ○エントリー及び申請時の提出書類 ○報奨制度（インセンティブ）について 《対応策》 ○令和2年度に引き続き課題の抽出・検討を進めたうえで、令和4年度の第2期事業実施に向けた準備に取り組む ○優秀チーム事例広報動画は、第2期事業実施に向けた広報資源として活用するとともに、参加事業所のインセンティブにも繋がるため、今後も作成する方向で検討する

② 給付適正化

ケアプラン点検		
計画の内容	現状と課題	当区の調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額を全国・東京都と比較をすると、在宅サービス調整給付月額は高い傾向にある。 給付費の多寡には様々な要因があるが、サービスの日数・回数が全国・東京都よりも多いことを示し、利用者の自立に資するケアマネジメントが十分に発揮されていないことが考えられる。
	取組	ケアプラン点検の実施に当たっては、都ガイドライン「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用するため、点検者の養成を図り、その理解を深めていく。 ケアプラン点検の実施件数は年間50～100件程度を目標とする。 点検対象は、新規開設事業者や経験の浅い介護支援専門員によるケアプランのほか、国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムや地域包括ケア「見える化」システム等を活用し、介護サービスごとの第1号被保険者一人あたりの給付額や利用率等といった観点から選定する。 ケアプラン点検で把握したケアマネジメントの課題や傾向等を事業者連絡会で公表するほか、主任介護支援専門員を講師とする研修会等で公表することにより、自立支援に資する適切なケアプラン作成に向けた意識・スキルの共有を図る。
	目標	主任介護支援専門員と区の協働によるケアプラン点検により、介護支援専門員の「気付き」を促すとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」の普遍化を図る。
令和2年度実績	実施内容	○令和2年度も、平成30年度から引き続き、NPO 法人大田区介護支援専門員連絡会と協働し、ケアプラン点検を68件行った。 ○年度末に行ったケアマネジャーを対象とした研修では、外部講師による講義と、連絡会事務局から区内のケアプラン点検における傾向等について公表をした。 ○区内居宅介護支援事業所での自主的なケアプラン点検の実施を目的とし、事業所の管理者もしくは主任介護支援専門員が担当したケアプランを点検対象とした。 ○コロナ禍においても、書面点検およびオンラインでの全体研修を実施することができた。
	評価結果	自己評価結果【◎】 ○コロナ禍においても実施方法を変更しながら、点検および研修を実施できたことで、ケアマネジャーの意識向上につなげることが出来た。 ○平成30年度からの事業継続により、区のケアマネジメントの傾向・課題を積み上げることができた。研修等でその傾向・課題をケアマネジャーへ情報提供することにより、日々のケアマネジメント業務に役立てられている。
	課題解決に向けた評価	《課題の解決に近づいているか》 ○ケアプラン点検による給付費への影響を直接的に測ることは困難であるが、継続的にケアプラン点検を実施することにより、適切なケアプランが作成され、結果として適切な一人あたり給付費につながると考える。
	課題と対応策	《課題》 ○当区の調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額を全国・東京都と比較をすると、在宅サービス調整給付月額は高い傾向にある。 《対応策》 ○第8期計画期間においても、引き続きケアプラン点検を実施する予定。実施件数は、計画期間内に区内事業所を一巡するという観点から、年間60件程度を予定。 ○当面は引き続き管理者や主任ケアマネジャーを点検対象者とし、事業所で自主的にケアプラン点検が実施される土台作りを進め、自立に資するケアプランが作成されるよう努める。

認定の適正化		
計画の内容	現状と課題	認定審査会を3つの地域で開催しており、地域により認定結果等にばらつきが見られるため、その平準化を図る必要がある。
	取組	<p>一次判定から二次判定の重度変更及び要支援2と要介護1の振り分けが適切に実施されるよう、審査判定手順を確認する。また、共通の認識のうえで判定が行われるよう、審査会向けにニュースレターを定期的に発行し、情報提供を行うとともに、東京都審査会委員現任研修への参加を促す。</p> <p>要介護認定業務分析データ等の活用によって把握した合議体間の審査判定の傾向や模擬審査の結果により浮かび上がった課題について、合議体連絡会等を通じて共有し、改善点を検討する。</p> <p>認定調査員の調査項目の選択状況や特記事項の記載内容等に関する確実性を高めるため、都・区が実施する研修への参加を促す。また、的確かつ効率的な審査会運営を確保するため、事務局職員向けの研修を実施する。</p>
	目標	<p>合議体間、地域ごとの認定結果の平準化を図る。</p> <p>全国一律の基準に基づく要介護認定が適切に実施されるよう、審査会委員及び認定調査員並びに事務局職員のレベルアップを図る。</p>
令和2年度実績	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ○審査会向けニュースレター：4回発行 ○模擬審査：1回実施 ○合議体連絡会：1回開催 ○認定調査員現任研修（都主催）：10名出席
	評価結果	<p>自己評価結果【○】</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響により、区主催の認定調査員研修は実施できなかったが、合議体連絡会においてWeb会議システムを導入するなど、他の取組については着実に実施することができた。</p>
	課題解決に向けた評価	<p>《課題の解決に近づいているか》</p> <p>○要支援2と要介護1の振り分けについて、模擬審査の結果、合議体間での差が小さくなってきており、取組の効果がでてきている。</p>
	課題と対応策	<p>《課題》</p> <p>○コロナ禍の影響により、認定調査員研修が当初の予定通り実施ができなかった。</p> <p>《対応策》</p> <p>○今後もコロナ禍での事業実施が見込まれるため、感染防止を踏まえた、開催方法の見直しを検討している。</p>

住宅改修・福祉用具点検		
計画の内容	現状と課題	住宅改修や福祉用具購入についてはケアプランに記載のない場合が多く、「なぜ必要なのか」「どんな効果を期待できるのか」をケアプラン全体での検討が浅い。
	取組	<p>住宅改修、福祉用具購入に係る申請書について、利用の必要性の観点から内容審査を行い、不適切な申請等は、作成者及びケアマネジャーに確認します。必要に応じて、利用者、施工事業者、ケアマネジャー等の立会いのもと、訪問調査を実施する。</p> <p>軽度者の福祉用具貸与については、手続きに不備のある事業者等を確認する。</p> <p>パンフレットや冊子等に、住宅改修や福祉用具購入の適切な利用及び福祉用具貸与の基準価格等について、わかりやすく掲載・周知する。</p>
	目標	<p>利用者の身体状況を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう、事業者の適切なサービス提供を促す。</p> <p>住宅改修・福祉用具等の適切な利用に向けた、区民への理解促進を図る。</p>
令和2	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅改修（令和2年度申請件数約1,600件）、福祉用具購入（同約2,700件）について、改修や購入が必要な理由等の確認を行い、適切な審査を行った。 ○軽度者の福祉用具貸与については、リストアップされた16,323件を確認し、届出のな

年度実績		されていない49件に対し、事情聴取を行い適正な給付が行われるよう努めた。
	評価結果	自己評価結果【◎】 ○コロナ禍の影響もあり訪問での調査が難しい状況であったが、訪問での調査に代わり、書類審査を厳密に行い、提出された申請書に疑義がある場合には、電話等による事業所等への聞き取りなどを行い適正な給付ができた。
	課題解決に向けた評価	《課題の解決に近づいているか》 ○適切な給付を行うことは利用者だけではなく、ケアマネジャー、事業者等の制度理解が不可欠であるが、現状では、理解が不足していると思われるものが申請の中に多数存在する。研修や啓発事業が更に必要と考える。
	課題と対応策	《課題》 ○制度理解の促進を図る必要がある。 《対応策》 ○パンフレットや冊子等の作成、ホームページ等を活用

縦覧点検・医療突合

計画の内容	現状と課題	情報が多く、内容が複雑であり有効に活用しきれていない。
	取組	国民健康保険団体連合会から提供される縦覧点検、医療突合リストの内容を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・日数等を点検する。特に、特定のサービスに偏った利用頻度の高いサービス内容等について重点的に確認する。 国民健康保険団体連合会の研修に参加し、点検スキルを高める。また、縦覧点検、医療突合リストの活用方法や活用範囲の拡大を検討するとともに、事務処理マニュアルの整備をすすめる。
	目標	縦覧点検、医療突合リストの活用による、介護報酬の誤請求の発見等を通じて、健全な事業運営に向けた事業者の指導育成を図る。
令和2年度実績	実施内容	○縦覧点検件数：19,894件 ○医療突合による点検数：737件 ○事業所への通知件数：75件
	評価結果	自己評価結果【◎】 ○事業所の請求誤り等が、点検により発覚し、返還金に繋がった事例も見られた。また、本取組が事業所の各種算定要件への理解へも繋がっている。
	課題解決に向けた評価	《課題の解決に近づいているか》 ○事業所への通知に同封する算定要件の説明文書や、通知後の事業者からの問い合わせへの説明等により、再度の算定ミスを防ぐことができていると考えている。
	課題と対応策	《課題》《対応策》 ○同様の通知を送る事業所（同じ内容の請求誤りを繰り返してしまう事業）においては、事業所内での周知や引継ぎ等が不足していると考えられるが、区も通知文の内容等を検討し、事業者と区が適切に請求及び給付ができるように努め、利用者が適切な給付が受けられるようにする。

介護給付費通知

計画の内容	現状と課題	利用者自身が、利用したサービスの保険給付に対する関心が薄い。利用したサービスに対してどれだけのサービス給付費が介護サービス事業所に支払われているのかを利用者が知ることが、適正な給付につながると考える。
	取組	利用者が自ら受けているサービスを改めて確認し、適正なサービス利用につなげていくため、給付費通知(約25,000件)の内容や回数、対象者等について利用者の反応等も参考にしながら適宜見直す。
	目標	サービス利用者が「見やすく、理解しやすい」という視点で介護給付費通知を作成するほか、その効果や課題等を検証し、より効果的な介護給付費通知をめざす。

令和2年度実績	実施内容	○令和2年度は約23,500名の利用者に対して給付費通知を行い、通知に対しての問合せ件数は42件であった。
	評価結果	自己評価結果【◎】 ○通知を送ることにより、自身の利用しているサービスに対する保険給付への関心を持ってもらった。
	課題解決に向けた評価	《課題の解決に近づいているか》 ○通知に対する理解度を上げる必要がある。また、同封の案内や、通知内容の見直しを行い、より理解してもらえるような工夫をしていく。
	課題と対応策	《課題》 ○サービス利用者の通知に対する理解度を上げる必要がある。 《対応策》 ○同封の案内や、通知内容の見直しを行い、より理解してもらえるような工夫をしていく。

給付実績の活用

計画の内容	現状と課題	区職員の実績点検後、事業所に対する自己点検の指示や、実地指導担当部局へ提供する情報の内容等が確立しておらず、課題となっている。
	取組	特定のサービスの利用頻度が高く、第1号被保険者1人あたりの給付月額が高い介護サービス内容等を抽出し、サービス内容を事業所に確認するほか、ケアプラン点検や実地指導の対象事業所の選定等に活用する。 国民健康保険団体連合会が実施する研修等への参加、出張説明等を活用し、給付実績の活用方法の修得とともに職員の点検スキルを高める。
	目標	国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムによる給付実績データを、ケアプラン点検や実地指導の事業所選定等に活用し、効果的な適正化事業を推進する。
令和2年度実績	実施内容	○法人指導担当が実地指導を行う際の事前情報として、活用した。
	評価結果	自己評価結果【○】 ○実地指導の際の情報提供を行った。 コロナ禍の影響により、研修等への参加があまりできず、外部からの知識吸収が不足しているが、担当者間での情報共有や啓発などにより点検スキルの維持に努めた。
	課題解決に向けた評価	《課題の解決に近づいているか》 ○研修参加や課内勉強会などを開催し、給付実績の活用方法の拡大、点検スキルの向上に努める。
	課題と対応策	《課題》 ○法人指導担当や指定担当との連携を密にし、給付実績を有効活用することが課題。 《対応策》 ○研修参加や勉強会などへの参加を増やし、給付実績の活用方法の拡大、点検スキルの向上に努める。